五　変更に係る前条第一項第五号の設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

2　前項の申請書には、変更に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

3　［略］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第八条の二　法第二十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る附帯陸上施設の概要

三　法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前項の届出書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第八条の三　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第八条の四　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設が存続する期間保存するものとする。

［号を加える。］

四　［同上］

2　前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

3　［同上］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第八条の二　法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないもののその他試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の保全上支障のない変更とする。

［条を加える。］

［条を加える。］